

ろう者が困っている こととその対応

みみ きこえないとどのようなことに困るのか、
いちぶ けいさい 部分を掲載します。街中でろう者を
み 見かけた際の参考にしてください。

ひとのかか 人との関わり

きんじょ かぞく しんせき
近所、家族、親戚などとの
かいわ さんか
会話に参加できません。

みせ お店

てんないほうそう き
店内放送が聞こえません。レジでは
はし ふくろ 箸や袋などのやりとりが難しいです。

びょういん 病院

しんさつじ よだ けんさ しじ
診察時の呼び出し、検査での指示、
いし はなし ないよう
医師との話の内容がわかりません。

でんしゃ 電車などの こうつうきかん 交通機関

ちえん うんきゆう ほうそう
遅延や運休などの放送が
き 聞こえません。

うし 後ろからの はな 話しかけ

こえ き
声が聞こえないのでわかりません。
むし かんちが
無視されていると勘違いされること
があります。

さいがい 災害や危険を し 知らせる放送

ほうそう き
サイレンや放送が聞こえないので
てきせつ こうどう
適切な行動をとることができません。
いのち おおき もんだい
命にかかわる大きな問題です。

「手話言語に関する基本条例」 を学ぼう!

なが いずみ ちょう

つまんだ両手の2本の
ゆびさき 指先を向き合わせ、
さゆう ひ 左右へ引きのばす

みぎて ひだりて こうご
右手と左手を交互に
じょうげ うご 上下に動かす
(湧き水がボコボコ
て 出ている様子)

みぎて ひだりて
右手と左手の
ゆびさき 指先をくっつける
いえ なら ようす
(家が並ぶ様子)

どうが かくにん
動画で確認
でき
出来ます

ながいずみちょう しゅわ げんご にんしき
長泉町では、手話が言語であるという認識のもと、手話の理解と普及につとめ、
しゃ ふく すべ ちょうみん たが じんかく こせい そんちょう だれ ちいき いちいん
ろう者を含む全ての町民が互いに人格と個性を尊重し、誰もが地域の一員として
い しゃかい じつげん めざ じょうれい せいてい
ともに生きる社会の実現を目指し、条例を制定しました。

手話以外のコミュニケーション方法

しゅわ いかい ほうほう
手話がわからなくても、いろいろなコミュニケーション方法があります

ひつだん 筆談 (スマートフォン等も含める)
こうわ 口話
みぶ 身振り
そらが 空書き

おはよう

コミュニケーションの注意点

かお めせん あ み あか ばしょ つた
顔と目線を合わせる・見やすい明るい場所で伝える・マスクをとる

こえ おと はんのう かた き ひと し そうぞう
声や音に反応のない方がいたら聞こえない人かも知れないと想像してください。
ねが お願い
そして、手話やその他のコミュニケーション方法を使い、情報を伝えていただくと助かります。

と あ
お問い合わせ ながいずみちょうやくば ふくしほけんか ふくし
長泉町役場 福祉保険課 福祉チーム
しずおかけん すんとうぐん ながいずみちょう なかどがり
〒411-8668 静岡県 駿東郡 長泉町 中土狩828
TEL : 055-989-5512 FAX : 055-989-5515
Mail : fukushi@town.nagaizumi.lg.jp

かんしゅう 監修
ながいずみちょうたいしょうがくしやふくしかい ながいずみちょうろうくしゅわつうやくしやかい ながいずみちょうしゅわ
長泉町身体障害者福祉会、長泉町登録手話通訳者会、長泉町手話サークル

手話の歴史

手話はろう者だけでなく、ろう者以外の人とも意思疎通を図るための大切な言語です。日本の手話は明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきました。

明治13年	昭和8年	手話が言語として認められなかった期間	平成18年	平成23年
1880年	1933年	約73年間	2006年	2011年

イタリア：ミラノ会議

ろう教育では、口話法(※)を中心に教えるよう決められました。

手話の禁止

ろう学校で手話の使用が禁止された。手話は言語として認められなかった。

国連総会：採択

障害者の権利に関する条約。世界で手話は言語として認められた。

障害者基本法

日本語と同じように「手話」が一つの言語であることが明記された。

手話に対する社会の理解はまだ不十分です。そして、手話を理解する人が少ないため、ろう者が情報を入手したり、聞こえる人と意思疎通を図ったりすることは容易ではありません。

※ 口話法 口の形を読み取ること。

条例の目的

- 手話は言語であることを認識すること。
- 手話を普及させるための施策について、町・町民・事業者の役割を明らかにすること。
- 全ての町民が地域の一員として共に生きる社会の実現を図ること。

基本理念

1 手話は生活を営むためにろう者が大切に受け継いできた言語です。

手話が禁止され、認められない時代がありましたが、ろう者の皆さんが手話を継承し、発展させてきました。

2 手話による意思疎通の機会が尊重されます。

手話は大切な言語のひとつとして、使っていきましょう。ろう者だけでなく、すべての町民が積極的に手話を使ってコミュニケーションを図りましょう。



私たちの役割

町民・事業者・町 全員で協力し合い、よりよい環境整備に努めていきましょう！

私たちは何をすればいいの？



- 手話への理解を深める (手話サークル、講座等に参加してみる)
- 目で見えてわかる方法で気持ちを伝える など

町は何をするの？



- 手話を使いやすい環境を整える施策を推進する
- 手話への理解促進に努めるなど

事業者は何をするの？



- 町の施策に協力する
- 手話通訳派遣事業を利用する
- ろう者が働きやすい環境整備に努めるなど

手話に関する主な事業

手話通訳者派遣事業

聴覚障害の有無に関わらず、事業所や町の行事の他、医療、教育、冠婚葬祭など、社会生活上必要に応じて派遣を実施しています。

手話奉仕員養成講座

手話や聴覚障害について学び、手話によるコミュニケーション技術の取得を目指します。

その他の様々な事業

夏休み子ども手話教室、手話体験講座、出前授業・講座等も行っています。

手話サークル

手話の学習を通して、聴覚障害に対する理解を深め、ともに社会参加と平等を目指しています。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

ながいずみちょう
・長泉町

(手話通訳者派遣申込書)

<https://www.town.nagaizumi.lg.jp/soshiki/fukushi/downlord/611.html>



ながいずみちょうしゃかいふくしきょうぎかい
・長泉町社会福祉協議会
Tel 055-988-3920 Fax 055-986-3794
(障がい者福祉)

https://www.nagaizumi-shakyo.jp/service#handiscpped_support

